

## カウンセリングアドバイザーの運用要領（例規）

〔平成11年3月9日〕  
兵警少例規第5号

### （概要）

この要領は、警察職員が被害少年の保護等を行う場合におけるカウンセリングアドバイザーの運用に関して、必要な事項を定めたものである。